

京都府地球温暖化対策条例及び
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例
の見直しに係る基本的な考え方について
【脱炭素社会推進部会】

（ 答 申 案 ）

令和 7 年 1 0 月

京 都 府 環 境 審 議 会

目 次

はじめに	1
I これまでの対策と課題	3
1 地球温暖化対策に係る条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する 条例の制定と経過について	3
2 京都府内の温室効果ガス排出量の現状と今後の課題	4
(1) 京都府内の温室効果ガス排出量の現状	4
(2) 今後の課題	5
3 京都府内の再生可能エネルギーの導入状況と課題	6
II 京都府地球温暖化対策条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の 見直しに係る基本的な考え方	7
1 国内外における動向	7
2 改正に当たっての基本的な考え方	7
III 京都府地球温暖化対策条例改正の内容	9
1 温室効果ガスの削減目標	9
2 新たな目標を達成するために必要な施策の追加	9
府民の脱炭素行動の促進に係る施策	9
IV 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例改正の内容	10

<資料>

添付資料 1	諮問文
添付資料 2	脱炭素社会推進部会委員名簿
添付資料 3	京都府地球温暖化対策条例
添付資料 4	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

はじめに

- 京都府では、将来の世代に恵み豊かな環境を残すため、パリ協定が求める気温の上昇を 1.5℃に抑える努力の追求が私たちの使命であると考え、令和 2（2020）年 2 月に、「令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言した。「2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けて、これまでの対策の進捗を踏まえつつ、令和 2（2020）年 12 月に京都府地球温暖化対策条例の改正を行い、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度と比べて温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを新たな目標として設定することとし、この新たな目標の達成に向けた方策を明らかにするため、令和 3（2021）年 3 月に京都府地球温暖化対策推進計画を策定した。さらに、令和 5（2023）年 3 月には温室効果ガス排出量を 46%以上削減することを新たな目標とする見直しを含む改定をした。
- 一方、令和 6（2024）年は観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約 1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて 1.5℃を超えたことが報告された。特に、日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。
- このような中、これまでの京都府の取組状況及び温室効果ガスの削減に向けた国際社会や国の動向を踏まえつつ、脱炭素社会の実現に向け、中長期的な視点に立って将来展望を描くため、京都府知事から京都府環境審議会に対して、令和 6（2024）年 11 月 25 日に「京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方」について、また令和 7（2025）年 2 月 18 日に「京都府地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方」について諮問が行われ、脱炭素社会推進部に付議された。
- 以来、府民意見募集や市町村との意見交換会、関係団体説明会の結果も参考にしながら、慎重に審議を重ね、その結果を答申として以下のとおりとりまとめた。なお、地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入については密接に関係し、これまで一体的に審議を行ってきたことから、答申についても一体のものとしてとりまとめている。
- 本審議会は、京都府が、この答申をもとに、早期に京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正を図り、京都議定書誕生の地にふさわしい新たな目標のもと、より実効性のある地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入の促進について市町村や関係団体等と連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進することで、京都府民や企業、NPO などとともに、温室効果ガスの排出量の削減により持続可能な社会を築かれるよう期待する。

令和●年●月●日

京都府環境審議会
会長 渡邊 紹裕

[審議経過]

環境審議会諮問(R6.11.25)	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しについて
第1回脱炭素社会推進部会部会(R6.11.25)	現行条例及び計画の概要、施策の実施状況を報告 見直しの主な方向性について検討
環境審議会諮問(R7.2.18)	京都府地球温暖化対策条例の見直しについて
第2回脱炭素社会推進部会部会(R7.2.25)	削減目標の設定に向けての考え方、事業活動（産業・業務）／建築物の対策等について検討
第3回脱炭素社会推進部会部会(R7.3.24)	府内温室効果ガス排出量の将来推計、新たな数値目標、目標年度の考え方、交通・物流／家庭（電気機器、住宅を含む）／代替フロン／廃棄物、環境物品等／温室効果ガス吸収源の対策等を検討
第4回脱炭素社会推進部会部会(R7.4.30)	気候変動の影響への適応策／横断的取組の対策等を検討
第5回脱炭素社会推進部会部会(R7.5.13)	新たな数値目標、目標年度の設定、家庭部門及び再エネ導入に係る義務規定等について検討
第6回脱炭素社会推進部会部会(R7.7.8)	新たな数値目標、目標年度の設定、家庭部門及び再エネ導入に係る義務規定等について検討
第7回脱炭素社会推進部会部会(R7.7.29)	家庭部門に係る義務規定等について検討 施策の実施状況、改正条例のパブリック・コメント案の報告
第8回脱炭素社会推進部会部会(R7.10.7)	改正条例のパブリック・コメント実施について報告
第9回脱炭素社会推進部会部会(R7.10.29)	京都府地球温暖化対策条例、京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例の基本的な見直しの考え方に関する答申案について検討

I これまでの対策と課題

1 地球温暖化対策に係る条例及び再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の制定と経過について

- 京都府は、京都府内の温室効果ガス排出量削減に向けた総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を平成 18（2006）年 4 月 1 日に施行するとともに、産業、運輸、民生家庭、民生業務の主要 4 部門別の削減目標及び対策を定めた「京都府地球温暖化対策推進計画」を同年 10 月に策定し、地球温暖化対策の総合的な推進を図ってきた。
- 平成 23（2011）年には同条例を改正し、令和 2（2020）年度までの当面の目標として平成 2（1990）年度比で温室効果ガス排出量を 25%削減することを規定するとともに、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者や一定規模以上の建築物の新築等を行う者に対して排出量削減計画書及び再生可能エネルギー導入計画書等の提出を求める計画書制度等を追加した。
- 平成 27（2015）年 7 月には、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定し、京都府内のエネルギー供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大、地球温暖化対策の更なる推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指し取組を進めてきた。
- さらに「京都府地球温暖化対策条例」の当面の目標年度が到来する中、令和 3（2021）年に同条例を改正し、新たな目標として 2050 年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すことを規定し、当面の目標として、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を 40%以上削減することを規定するとともに、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者における排出量の目標削減率の引き上げや代替フロンの使用状況等の報告を求める届出制度の創設、さらには気候変動への適応に係る取組等を追加した。
- 合わせて同年に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を改正し、一定規模以上の建築物の新築・増築に係る再生可能エネルギーの導入義務について、対象建築物の拡大や義務量の強化をするとともに、自立型再エネ導入計画認定制度について、認定基準に再エネ設備等を災害時に地域で活用することができることを追加した。

2 京都府内の温室効果ガス排出量の現状と今後の課題

(1) 京都府内の温室効果ガス排出量の現状

京都府内の令和 5（2023）年度の温室効果ガス排出量^{※1}は、約 1,187 万 t-CO₂ であり、京都府地球温暖化対策推進計画の基準年度である平成 25（2013）年度に比べて 407 万 t-CO₂ 削減、25.5%減少、前年度に比べて 86 万 t-CO₂ 削減、6.7%の減少となった。

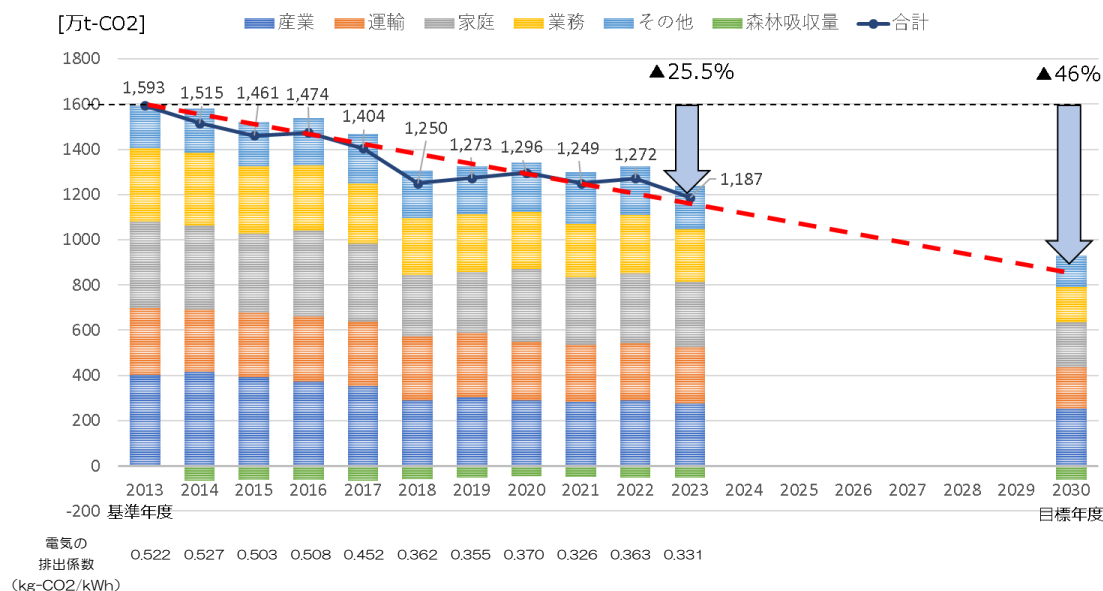


図1 京都府内の温室効果ガス排出量の推移

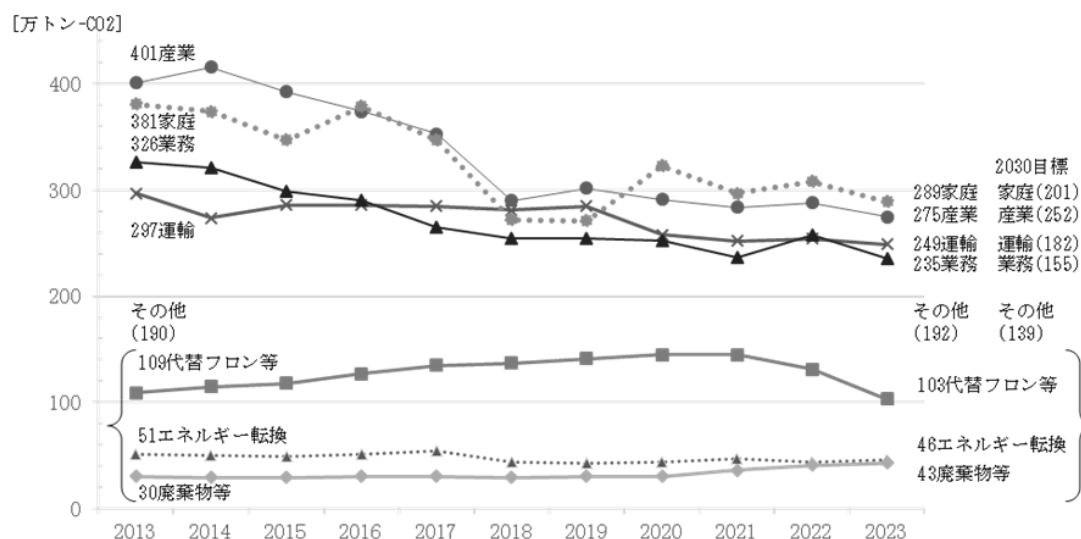


図2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

※1 令和 5（2023）年度の電気の排出係数を使用して算出。ここでの電気の排出係数は、全ての電気事業者による京都府域への電力供給量から算定したものであり、1 kWh の電力量を発電する際に排出される二酸化炭素量のこと。

（２）今後の課題

これまでの地球温暖化対策の推進状況や温室効果ガス排出量の動向を踏まえると、京都府においては、省エネ取組や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により温室効果ガス排出量の削減は進んでいるが、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けてはさらなる取組が必要。

脱炭素で持続可能な社会の実現に当たっては、あらゆる主体が連携・協働し、オール京都体制で取組を進めることが求められるため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策計画において方向性を示し、事業者や家庭等全ての主体が省エネの取組を徹底するとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・利用に取り組み、温室効果ガスの削減目標の達成に向けて進んでいくことが重要である。

また、ライフスタイル等変化する中、日常生活における脱炭素意識の向上や行動変容の促進により、脱炭素行動を自分事化していただくなど、府民一人ひとりの脱炭素行動の実践が府民運動となるような機運醸成を図る取組が必要である。

3 京都府内の再生可能エネルギーの導入状況と課題

- 京都府内の再生可能エネルギーは、平成 24（2012）年 7 月の固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に普及が進展した。
- その結果、府内総電力需要量に対する京都府内の再エネ設備^{※2}による発電量は、平成 26（2014）年度の 11.8 億 kWh から、令和 5（2023）年度には 17.6 億 kWh まで増加した。
- しかし、近年は固定価格買取制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により、導入量は伸び悩んでおり、今後は個人や事業者における固定価格買取制度によらない自家消費型の再エネ導入を推進していく必要がある。
- 特に、中小企業等については、本条例に基づく自立型再エネ導入計画認定制度により、再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する事業所への税制優遇等を実施し、これまでに 90 事業所以上を支援してきた。今後も、中小企業等における自立型再エネ設備等の一層の促進により、温室効果ガス排出量の削減を進めるため、継続的な支援措置が求められる。

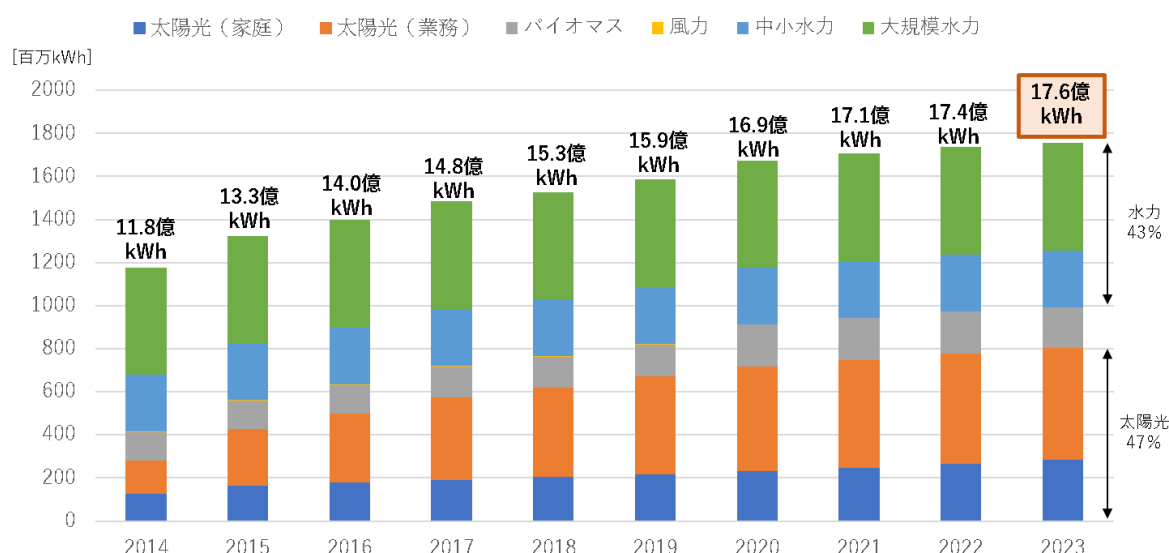


図3 京都府内の再生可能エネルギーによる年間発電量の推移

※2 太陽光を電気に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備

Ⅱ 京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

1 国内外における動向

工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることを世界共通の長期削減目標とし、「1.5℃」までの抑制に向けた努力の継続について言及した「パリ協定」が平成 28（2016）年 11 月に発効し、令和 2（2020）年に始動。さらに、平成 30（2018）年 10 月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 1.5℃特別報告書を取りまとめ、世界の平均気温の上昇を 1.5℃に抑えるためには、令和 12（2030）年までに二酸化炭素排出量を約 45%削減し、令和 32（2050）年頃には世界全体の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると発表された。

さらに、令和 5（2023）年 3 月に、気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめた IPCC の第 6 次評価報告書統合報告書において、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界の平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達したと示され、パリ協定の目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を令和 17（2035）年までに令和元（2019）年度比で 60%削減が必要とされ、更なる取組の加速化が強く求められている。

パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、我が国においても、令和 2（2020）年 10 月に「令和 32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことが宣言されるとともに、令和 7（2025）年 2 月に、平成 25（2013）年度比で、令和 12（2030）年度までに 46%削減することに加え、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、新たに令和 17（2035）年度までに 60%削減、令和 22（2040）年度までに 73%削減、令和 32（2050）年度までにネット・ゼロを目標とする地球温暖化対策計画の改定がされたところである。また、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給・経済効率性の向上・環境への適合を図るという「S+3E の原則」のもと、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することが改めて示めされた第 7 次エネルギー基本計画の策定がなされるなど、脱炭素社会に向けた更なる取組が進められている。

2 改正に当たっての基本的な考え方

私たちが、この京都府の豊かな環境を将来世代まで持続可能な形で残すためには、現在の気候変動問題に対して、行政だけではなく、あらゆる主体の連携・協働を通じて、温暖化対策の取組を加速化する必要がある。

京都府は、令和 2（2020）年 2 月に「脱炭素で持続可能な社会」の実現を目指し、令和 32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言した。温室効果ガス排出量実質ゼロの達成は、これまでの取組の延長では達成することができない高い目標であり、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けては、その道筋となる中期的な目標も示しながら、府民、事業者、環境保全活動団体、行政等の各主体の連携・協働の輪を拡大し、目標達成に向けた温暖化対策を進めていくことが必要である。

このため、温室効果ガス排出量の削減目標の設定にあたっては、一層の排出量削減と経済成長の同時実現を目指すとともに、府民や事業者をはじめ、オール京都で取り組む

共通目標として高い目標を示すことが重要である。

また、目標達成に向けては、排出量削減と同時に、ウェルビーイングの向上に繋がる「府民の質の高い暮らし」を実現するため、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた府による家庭向け総合支援等を通じて、府民一人ひとりが脱炭素に係る意識を変革するとともに、脱炭素の実践に向けた行動変容のための府民運動を展開することが重要である。そうした府民運動を通じて、将来的に脱炭素が当たり前となる社会の実現につなげるために、府域全域で大きなうねりを創り出していくことが不可欠である。

このため、これまで取り組んできた省エネ推進や再生可能エネルギー導入等の取組に加えて、より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る新たな努力義務の創設などにより、府による省エネ推進や再生可能エネルギー導入等の推進に向けた取組の更なる強化をしていく必要があると考える。

Ⅲ 京都府地球温暖化対策条例改正の内容

1 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標については、前述の「改正に当たっての基本的な考え方」及び国内外の状況を踏まえ、次のとおり設定すべきと考える。

- ① 現行の京都府温暖化対策推進計画の目標に合わせ、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を平成 25（2013）年度比 46%以上削減へ変更すること
- ② 新たな目標として、令和 17（2035）年度、令和 22（2040）年度において、温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを明記すること

2 新たな目標を達成するために必要な施策の追加

府民の脱炭素行動の促進に係る取組施策

京都府では、これまで府民に対して省エネ推進や再生可能エネルギー導入等脱炭素行動に繋がる取組を推進してきた。

新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けては、前述の「改正に当たっての基本的な考え方」のとおり、府による家庭向け総合支援等を通じて、府民が環境問題を自分事として捉えていただく取組や具体的な行動をはじめのきっかけとなる更なる取組が必要であり、気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す必要があると考える。そのため、より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定し、把握を契機として、意識向上や行動変容に繋がる府民運動を推進するとともに、府民のエネルギー使用量の把握に資する府による啓発、情報提供その他の施策の推進について規定することが必要と考える。

Ⅳ 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例改正の内容

1 自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度の延長

現行条例では、京都府地球温暖化対策推進計画の計画期間内において中小企業等による再エネ設備や効率的利用設備の導入を集中的に推進するため、同計画期間が終了する令和 8（2026）年 3 月 31 日までの時限付きで、自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度※³を実施してきた。

他方、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、産業部門における温室効果ガス排出量削減を進めるためには、中小企業等における自立型の再エネ設備及び効率的利用設備の導入の一層の促進が不可欠である。

そのため、中小企業等による再エネ設備及び効率的利用設備の導入を促すため、本計画認定制度は、令和 13（2031）年 3 月 31 日までの 5 年間延長することが必要と考える。

※3 中小事業者等による自家消費を目的とする再エネ設備等の導入計画を認定する制度。計画に基づく再エネ設備等の導入に対しては、税制優遇（事業税の減免）措置がある。